

平成 26 年度第 3 回岸和田市建築審査会会議議事録

■と き 平成 26 年 9 月 24 日（水） 午後 3 時から午後 4 時 20 分まで

■と ころ 岸和田市立公民館(中央地区公民館)2 階 講座室 3

■出席委員

会 長	奥 俊信
委 員	中村 久美
委 員	角谷 洋一郎
委 員	平田 陽子
委 員	澤田 範夫
委 員	杉浦 恵美

■許可議案審議

建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可	付議案件	1 件（非公開）
建築基準法第 43 条第 1 項但し書き許可	報告案件	9 件（公開）

■その他 傍聴人 なし

○開 会

事務局より、会議開催に当り、委員 6 人の出席を確認したので岸和田市建築審査会条例第 4 条第 2 項に規定する定足数を満たしており、平成 26 年度第 3 回岸和田市建築審査会が有効である事を報告。

平成 26 年度第 3 回岸和田市建築審査会会議の議事録署名人として平田委員及び杉浦委員をそれぞれ指名。その後引き続き議案についての説明を行う。

● 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き付議案件について

議案第 1 号及び第 2 号の審議には、個人情報に関する事項が含まれているため、資料を含め公開図書より削除します。

● 建築基準法第 43 条第 1 項但し書き一括同意基準により許可した物件の報告について事務局より 9 件の報告を行った。

事務局が上記についての説明を行った後、質疑に入る。

委 員) これも先ほど議論したものと同じようなものですね。今回は同意をもらえている。

事務局) そのとおりである。同意がもらえているかもらえていないかの違いだけである。

委 員) 市道については幅員同意不要の方向で考えた方がいいのではないか。

事務局) 2 項道路であれば何の同意もなく幅員の中心を決められるのだが、43 条但し書き道路に限っては実務上境界明示がない限り周りの意見を聞くことになっている。

委 員) 昔からの建ち並びによる違いだけか。

事務局) 何が違うかというとは建築基準法制定以前にあったかどうかの違いだけで形態に何ら違いはないのだが。許可基準改定について検討してみる。

会 長) 他にご意見がなければ、本件については終了するがよろしいか。

各委員) 了。

上記審議により、建築基準法第 43 条許可に関する 9 件の報告は了承された。

● その他

平成 26 年 6 月 19 日、守口市で開催された、平成 26 年度大阪府内建築審査会協議会総会・大阪府内建築審査会長会議についての報告

会 長) 以上で審査会を終了とする。